

愛知県の「行革大綱に係る重点改革プログラム」の素案

愛知県は、8 月 8 日から 26 日にかけて県民意見を募集し、外部有識者による公開ヒアリングを 11 月 4 日、6 日に実施した。

精神分野に関する事業仕分けの対象事業！

1. 福祉医療制度

【対象事業】 「子ども医療事業費」「障害者医療事業費」「母子・父子家庭医療事業費」「後期高齢者福祉医療給付事業費」



【改革の内容】高齢化の進行、医療の高度化等に伴い、医療費の増大が予想されることから、限られた財源の中で、福祉医療制度を持続可能な制度とするため、福祉医療費の将来設計、一部負担金導入等の諸条件によるシミュレーションを行ない、平成 26 年度の新制度開始を目途として、制度の見直しを検討する。

【現状】市町村においては、子ども医療の対象年齢の一層の拡大、精神障害者の対象疾病を全疾病に拡大する傾向があり、市長会、町村会から県に対し、市町村拡大分を県制度で手当てしてほしいとの要望が毎年度出されている。

【制度の概要】（障害者医療事業補助金）

- 対象者：身体障害者 1～3 級（4～6 級の一部）、知的障害者 IQ50 以下、自閉症候群、精神障害者 1・2 級
- 所得制限：なし（制限のある都道府県 41）
- 23 年度予算額（単位千円）：医療費 6,679,194 事務費 43,647 計 6,722,841
- 制度の推移：昭和 48 年 10 月 制度創設（身障手帳 1～3 級等、IQ50 以下、自閉症）
平成 20 年 4 月 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を追加（精神疾患のみ）

2. 県立病院のあり方の検討（城山病院関係）

【事業目的・内容】県立の精神科病院として民間医療機関では対応困難な患者を中心に受け入れを行なうとともに、精神科救急システムの後方支援病院として対応。

【改革内容】城山病院については、愛知県における精神科救急医療体制の現状の問題点を洗い出し、城山病院と民間病院との役割分担を中心に検討し、精神科救急医療体制を再構築していく。

